

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課（06-6615-6678）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	屋外広告物設置許可の取消
概要	大阪市屋外広告物条例に基づき許可を受けた広告物若しくは広告物を掲出する物件が良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、許可を取り消す場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市屋外広告物条例第12条（昭和31年10月1日 条例第39号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ）
処分基準	<p>◎ 屋外広告物条例に基づき設置の許可を受けた広告物若しくは広告物を掲出する物件が良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、許可を取り消す場合があります。</p> <p>○ 「許可を受けた」の許可には新規の許可と変更・継続の許可を含みます</p> <p>○ 「良好な景観若しくは風致」の良好な景観とは、良質で地域の景観に調和した屋外広告物の表示・掲出により目指す人工的な美ということで、風致とは、自然的な美を意味します。これらを害していると認められるに至ったときは、許可の後に広告物が良好な景観もしくは風致を害した場合で取り消し制度の趣旨に照らし、その被害の度合いが著しい場合に限られます。良好な景観若しくは風致を害するかどうかは、広告物の形状、面積、色彩、意匠等を総合的に勘案し、判断します。</p> <p>○ 「公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき」の公衆とは、不特定多数の人を意味します。危害を及ぼすおそれとは広告物若しくは広告物を掲出する物件が腐朽若しくは破損により倒壊、落下するおそれを意味します。</p> <p>○ 「許可申請書に虚偽の事項があったとき」とは、申請書を客観的、外形的に判断し申請者が善意であるか悪意であるかを問いません。また、申請書の全ての事項について虚偽の有無を判断するのではなく、重要な事項について虚偽の有無を判断します。重要な事項とは、掲出場所や掲出物件等です。</p> <p>○ 「許可の取り消し」とは、許可の効力を失わしめることです。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html
備考	